

コンゴ民主共和国における暫定緊急多国籍軍の活動

榎 林 建 司

目 次

- 一 はじめに
- 二 安保理決議一四八四(二〇〇三)
- 三 活動の様態
- 四 おわりに

一 はじめに

筆者は、以前に、冷戦終結後の国際連合(国連)の安全保障理事会(安保理)の動向に関し、国連憲章第七章下における文民保護のための軍事介入に焦点を当てた拙稿を公にした⁽¹⁾。今回の小論は、前稿でごく簡単にしか触れることができなかった、コンゴ民主共和国(DRC)の東部に位置するイツリ地方のブニアに派遣された暫定緊急多国籍軍(Interim Emergency Multinational Force: IEMF)の活動をとりあげるもので、前稿を補うことを目的とするものである⁽²⁾。

前稿で扱った国連事務総長報告書(S/1999/975)では、武力紛争下において、文民に対する重大な虐待行為が進

行している場合に、安保理が適当な強制行動の実施を検討すべきことが勧告されると同時に、決定にあたり安保理が考慮すべき要因として、(a)人権侵害や国際人道法に対する違反の重大性、(b)法と秩序の維持に向けた現地当局の意思と能力、(c)平和的手段や同意に基づく措置が尽くされていること、(d)介入をモニターする安保理の能力、(e)文民への影響に配慮した限定的で均衡性ある武力行使、の五つが勧告されていた。³⁾そして、報告書をうけて採択された安保理決議一二九六(二〇〇〇)においては、安保理が、その活動を行うにあたり、こうした勧告を考慮に入れる意図が確認されている。⁴⁾

右に示した五つの考慮要因のうち、(a)につき、I E M Fの派遣が決定された時点において(あるいは、そのかなり以前から)イツリ地方、とりわけプニアにおける人道状況が、ヘマ人とレンドゥ人がともに被害者にもなり加害者にもなるという形で繰り広げられた、文民に対する殺戮行為などにより危機的状態であったこと、⁵⁾また(b)につき、D R C政府やイツリ地方の当局に、法と秩序を維持する意思はともかく能力がなかったことは、衆目の一致するところであろう。

そこで、本小論においては、(c)と(e)の三つの考慮要因がI E M Fの活動にどのように反映されていたのか、そのことが文民保護のための活動の実効性という観点から見てどのように評価されるのか、そしてI E M Fの活動が、こうした考慮要因をさらに深化させ、効果的な文民保護に向けて示唆するところは何かについて検討してみたい。

なお、コンゴ民主共和国の全体の情勢は言うに及ばず、イツリ地方の情勢も、周辺諸国の介入や様々な武装勢力の存在によりかなり複雑なものとなっているが、事実経過については、本小論に深く関係する事項につき、左の表で簡単にまとめるにとどめたい。⁶⁾

コンゴ民主共和国における暫定緊急多国籍軍の活動

年	月	日	事項
〇二	七	三〇	DRCルワンダ間のプレトリア協定(ルワンダ軍はDRCから撤退)
〇二	八	六	ブニアを含むイツリ地方の大半を、ヘマ人主体のコンゴ愛国連合(UPC)が支配下におく
〇三	九	六	DRCルワンダ間のルアンダ協定(ウガンダ軍はDRCから撤退、イツリ平和化委員会(IPC)を組織)
〇三	三	六	ウガンダ軍とレンドウ人民兵等が、ブニアからUPCを放逐
〇三	四	一	IPCが初会合
〇三	四	二	国連コンゴ共和国ミッション(MONUC)が、七〇〇名程度の部隊をブニアに展開させ始める
〇三	四	二	ウガンダ軍がイツリ地方からの撤退を開始
〇三	四	二	ウガンダ軍がブニアからの撤退を完了、UPCがブニアを制圧
〇三	五	六	ブニアのMONUC本部が攻撃を受ける。国連事務次長(PKO担当)が、文民の大量殺害の危険性を警告
〇三	五	九	国連事務総長が、憲章第七章下での多国籍軍をブニアに派遣することを、安保理に対して提案(S/2003/574)
〇三	五	一五	UPCを含むブニアでの戦闘に関わる五武装勢力が、ダルエスサラームで停戦に合意し、多国籍軍の即時展開に対する支持を表明
〇三	五	一六	安保理が全会一致で決議一四八四を採択、憲章第七章下でIEMFの派遣を承認
〇三	五	三〇	IEMFの先遣部隊がブニアに到着
〇三	六	六	欧州連合(EU)理事会が、アルテミス作戦の名の下、部隊派遣を承認
〇三	六	二二	IEMFが、ブニアへの武装要員立入り禁止を決定
〇三	七	二八	安保理が全会一致で決議一四九三を採択、憲章第七章下でMONUCの強化やコンゴ東部への武器禁輸を決定
〇三	八	二六	安保理が全会一致で決議一五〇一を採択、憲章第七章下でブニアへの旅団規模のMONUC派遣を承認
〇三	九	一	IEMFがMONUCに任務を引継ぎ

二 安保理決議一四八四（二〇〇三）

二〇〇三年五月十五日、国連事務総長は、安保理議長宛の書簡⁽⁷⁾において、イツリ地方、とりわけブニアにおける人道状況の悪化に鑑み、特定の加盟国が主導する高度に訓練され十分な装備を備えた多国籍軍を、早急にブニアへ派遣するという提案を審議するよう、安保理に要請した。提案では、多国籍軍の任務は、ブニアにおける空港その他の重要な施設の安全を確保すること、および、文民を保護することとなっていた。また、派遣期間は、大幅に強化された国連のプレゼンスが展開するまでとされ、多国籍軍は、憲章第七章下で許可されるべきと述べられていた。

このような提案を受け、安保理は、五月三〇日に決議一四八四を採択し、I E M Fを九月一日までブニアに展開することを許可した。本小論の問題関心に照らせば、決議の次の三点が注目されよう。

第一は、決議前文において、事務総長が要請した多国籍軍の派遣を、D R C政府、イツリの諸当事者、ルワンダとウガンダの両国が支持したことに留意（take note）⁽⁸⁾されている点である。この点は、筆者が前稿で述べた、「文民保護のための武力行使は、可能なかぎり、紛争当事者の同意に基礎づけられるべき」という立場に沿うものと言えよう。

憲章第七章を援用する以上、紛争に関与している周辺諸国やイツリ地方の武装組織のみならず、領域国政府の同意も法的には必要でなからうが、I E M Fの円滑な派遣と活動にとり、これら主体の同意の獲得は大きな意味をもつ。そして、アルバニアや東チモールの事例と異なり、この決議において、現地の武装勢力が紛争当事者と位置づけられ、その同意にまで言及されたことは、武装勢力が和平プロセスにおいて占める政治的軍事的影響力の大きさ

を反映したものと考えられよう。

もつとも、五月一六日の停戦合意⁽⁹⁾において、五つの武装勢力は多国籍軍の即時展開に対する支持を表明しているが、多国籍軍の具体的な活動方針について、どれだけ了解していたかは明らかではない。もちろん、武装勢力が、多国籍軍を主導するのがフランスであること、多国籍軍が文民保護を主たる任務の一つとすること、憲章第七章下の強制権限を与えられることを了解していたことは、前記事務総長書簡などから容易に推測されるが、多国籍軍がブニアをどの程度まで非軍事化することをめざすかなどにつき了解していたか否かは、事務総長の提案、停戦合意の内容、決議の文言などからは明らかにできない。

とくに停戦合意の内容とI E M Fの任務(後述)との間で摩擦が生じうる点として、停戦合意では、各武装勢力は、それぞれの部隊を自己の本部内に宿営させる(canton)となることが挙げられる。

この条項を素直に適用すれば、ブニアを支配下においているUPCは、そこに部隊を駐留させ続けうるが、他の武装勢力はそれが認められないことになる。これは、ヘマ人やUPCが軍事的に優位にある状況を固定化することにつながり、国連が推進しようとするイツリ平和化委員会(IPC)を軸とする和平プロセスにマイナスの影響を及ぼすことになりかねない。

しかしながら、このような問題にI E M Fがどのような形で対応するのかについて、停戦合意の時点や決議採択の時点では明らかにされてはいなかったのである。そして、安保理が、I E M F参加国に、憲章第七章下で任務達成のために必要なあらゆる手段をとるのを許可したことは、現地の状況に照らし任務遂行のために必要かつ可能な場合には、I E M Fが停戦合意の内容を越えた措置をとることも許可した効果をもつという点に、注目しておかなければならない。

第二は、決議で設定されたIEMFの任務につき、やや具体性を欠いている面が見られることである。

IEMFの任務は、(1)ブニアにおける治安状態の安定化と人道状況の改善に寄与すること、(2)ブニアにおける空港と国内避難民キャンプの保護を確保すること、そして、(3)事態が必要とするなら、文民たる住民、国連や人道団体の要員の安全に寄与することとされている。これら任務のうち、(2)については、IEMFの行う活動の様相がかなり具体的にイメージされうるが、残りの二つについては、安保理がめざす達成水準が明確には設定されていない。

まず、(1)と(3)の双方において、寄与する (contribute) という語が用いられており、達成水準につき含みを残す形になっている。さらに、(1)においては、治安状況の安定化、人道状況の改善といった概括的な文言が用いられ、(3)においては、たとえば「身体に対する差し迫った危険からの保護」などという限定がついておらず、それ以上の安全確保をも視野に入れていようであるが、それがどの程度までなのかは不明である。

このように、IEMFに許可された任務がやや具体性を欠いているのは、IEMFの活動に対し実現可能な最大限の効果を期待しつつも、三ヶ月という期間でどの程度のことを達成しうるのかについて、多分に不透明さがあつたからだと考えられる。

右の第一点と第二点について述べたように、IEMFには、現地の情勢と自己の能力に応じて、事態に柔軟に対応することが認められていた。しかしながら、一般論として、多国籍軍の行き過ぎた介入を防止するために、その活動を国連がモニターすることは必要であるし、この事例においては、EUと国連の間で、いかに活動や政策の調整を図るのが課題となる。とくに、IEMFとMONUCが同じ現場で活動し、また、IEMFの活動を、強化されたMONUCに引き継ぐことが予定されているので、この課題の重要性は大きいものであると言えよう。

そこで注目される第三の点は、決議において、IEMFがMONUCと密接に調整しながら活動することとされ

ている点である。

この点は、一九九四年に、ルワンダにおけるフランス主導のトルコ石作戦を許可した安保理決議九二九が、介入する多国籍軍と国連ルワンダ支援ミッションとの協力や調整につき言及していなかったのと対照的である。

トルコ石作戦もアルテミス作戦も、主導的な役割を果たした国はフランスであり、多国籍軍の介入が、国連部隊の強化が実現するまでの応急措置として性格づけられ、また、派遣期間も短期間に限定されていた点では共通する。しかし、前者の場合と違い後者の場合には、フランスは国連事務総長の多国籍軍派遣の要請に応える形で、しかもEUの枠組み内で行動した。介入する多国籍軍に対する国連の信頼感と、それに基づく政策調整の可能性については、前者の事例より後者の事例の方が大きかったことは明白である。

なお、介入する主体の活動をモニターし統制するための手段として一般に重要視されている安保理への報告については、I E M Fの場合もその主導国に定期的報告が要請されているが、とくに何日毎という期限は設けられていない。⁽¹⁰⁾これは、派遣期間が短期間であり派遣先も地理的に限定されていることに加え、I E M FとM O N U Cの間で、現場レベルにおける活動に関する密接な調整がなされるよう構想されていたこと、および、そうした構想の基礎にあるEUと国連の信頼関係に由来するものであろう。

三 活動の態様

アルテミス作戦⁽¹¹⁾への参加国は、フランスをはじめEU諸国を中心に一七ヶ国にのぼった。兵員総数は二、〇〇〇名程度であり、そのうち一、一〇〇名がブニアに入り、残りはウガンダのエンテベやカンバラにおいて後方支援な

どに従事した。六月一八日には、ブニアに四〇〇名、エンテベに五〇〇名が到着し、七月六日には全要員の展開が終了したと言われる。

ブニアに派遣された部隊は、軽戦車や装甲車を保有し、戦闘機や戦闘ヘリコプターなどによる空からの支援も受けた。⁽¹²⁾ブニア入りしたIEMFは、このような形で装備と機動力を整えることにより、比較的少数数の兵力でもって、人数的には多いが小火器しか保有しない武装勢力の行動を抑止することを試みたのである。

もつとも、このような軍事力の面だけでなく、IEMFが任務を遂行するにあたり、現地で活動する人道援助諸機関と協力関係を構築したことも注目される。

人道目的を掲げる介入において、軍と民の間の意志疎通がうまく行かず、両者の足並みに乱れが生じることもま⁽¹³⁾れではない。しかし、EUは、IEMFの派遣以前より、欧州委員会人道援助局（ECHO）をイツリ地方において活動させており、このことが、同じくEUにより派遣されたIEMFによる、軍民連携を重視する姿勢につながったと思われる。

IEMFの司令部は、最初の部隊がブニアに到着するとすぐに、軍民連絡将校を配置し、現地で活動する人道援助諸機関との連携に当たさせた。こうしたIEMFの姿勢により、当初はそれほど協力的でなかったいくつかの機関を含め、諸機関との良好な対話と協力が実現した。そして、現地状況に精通する人道援助諸機関からの情報は、IEMFが比較的少数人で任務を遂行するうえで有用であったと言われている。こうした情報は、MONUCやECHOからの情報とともに、治安状態の安定化や人道状況の改善、武装勢力との無用な軍事的衝突の回避、地域住民の感情への配慮などにつき、IEMFが具体的な方針を立ててそれを実行してゆくうえで、貴重な役割を果たしたものと推測される。

右に見たように、十分な装備と機動力を保有するというハードな面と、軍民連携を重視するというソフトな面を併せ持つことにより、I E M Fは、実際に武装勢力と大規模な衝突を起こすことはなかった。このような意味で、I E M Fは、軍事的行動を全体として抑制的なものにすることに成功したと評価されよう。軍事行動に抑制を利かせることは、各武装勢力に多くの子ども兵士が存在したことや、戦闘員と文民の区別が必ずしも容易でなく、戦闘員が文民の支援を受けながら活動していることなどから見て、I E M Fへの住民からの反発を最小限に止めるためにも必要だったのである。

I E M Fが、その任務を遂行するためにMONUCと協力しつつ打ち出した基本方針は、武器であふれかえっていたブニアを、武器一掃区域 (weapon free zone) とすることであった。もともと、I E M Fの駐留期間や要員数から見て、ブニアから武器を一掃することは不可能であり、I E M Fが現実には追求したのは、ブニアを「武器が見えない区域 (weapon-invisible zone)」とすることであった。現実的目標をこのように限定した背景にある事情としては、完全な武器一掃を達成するには、隠匿された武器を押収するための大がかりな家宅捜索を実施することが必要であり、また、和平プロセスがまだ進展しておらず、住民が自らの身の安全について有する重大な懸念が色濃く残る段階でそうした活動を行えば、住民の強い抵抗を生じさせる結果になりかねないと予測されたことが挙げられよう。

ブニアを「武器が見えない区域」とするため、I E M Fは、六月二二日、七二時間以内にすべての武装要員（制服を着用しているか武器を携行している者）が同市から立ち去らなければならないとの決定を下した。I E M Fの現地司令官は、六月一〇日には民兵の武装解除を行わない旨を発表していたが、それを覆し、二四日以降ブニアに残る武装要員を武装解除することを明らかにしたのである。⁽¹⁶⁾

この決定に関して問題となったのは、ブニアを支配下においていたUPCの武装要員の扱いである。結局、UPCはIEMFの強い要求を受け容れ、本部敷地内に警護のための武装要員を三〇名残すばかりは、部隊をブニア外の施設に宿営させることに同意した。これは、IEMFの圧力により、前節で見た停戦合意の内容が修正されたことを意味する。

また、七月二八日に、安保理決議一四九三において、コンゴ東部への武器禁輸が決定されており、IEMFはその決定を実施するために、空軍力を用いたと言われている。もつとも、同決議では、禁輸実施のための特別な権限付与やメカニズムについては言及されていない。そうであるなら、禁輸実施に関わるIEMFの行動は、ブニアを「武器が見えない区域」とするための措置と性格づけられ、その法的根拠は決議一四八四に求められる。その行動の地理的範囲もブニアとその近郊に限定されていたものと思われる。

以上のようなIEMFの活動に対して、EUのみならず安保理^[1]も肯定的な評価を下している。たしかに、IEMFは、ブニアにおけるMONUCのプレゼンスが強化されるまでの間のつなぎ役として、ブニアの人道的悲劇の再発を回避することに成功した。また、それにより、五月の戦闘によりブニアを逃れていた避難民が帰還し始め、武装勢力がブニアに政治事務所を開設し、和平に向けて交渉することが可能となったのである。

もちろん、IEMFの要員数、派遣期間、展開地域が限定されていたことにより、その活動の様々な限界も指摘することができる。IEMFの展開地域はブニアに限定されていたので、ブニア外で起きた残虐行為（多くはレンドゥ人によるものと言われる）にはほとんど対応しなかった。ブニア内での活動についても、要員数の限界のため、住民の安心感の向上に有益と言われる徒歩によるパトロールを行うことはほとんどできなかったし、夜間における文民に対する殺人、誘拐、略奪行為などについても、かなり減少させることはできなかったが、日常的に生じることは防

ぎ切れなかったのである。

しかしながら、I E M Fの活動についてのこのような限界は、元々、計算済みであったと考えられる。I E M Fは、あくまで応急処置的に派遣されたものであり、こうした限界を超えて、イツリ地方あるいはD R C全体の人道状況の改善や和平プロセスの進展を実現させることは、当初よりI E M F後の課題とされていたのである。

また、I E M Fの活動を全体として見れば、ブニアを制圧していたU P Cに不利に作用したことは否めない。この点につき、安保理やE Uは、人道目的を追求するためには、現地の勢力地図に「若干の影響」を与えることはやむを得ないと判断したのであろう。さらには、U P Cが軍事的に優位にある状況を多少修正する結果になることは、国連が支持するI P Cを軸とした和平プロセスの進展にとり有益だと考えていたようにも見受けられる。

しかしながら、たとえば第二次国連ソマリア活動（U N O S O M I I）において見られたような形で、介入する側が紛争当事者の一派を政治的軍事的に封じ込めることを試み、その一派との全面的な軍事対決が生じた⁽¹⁸⁾、というわけではない。

もつとも、I E M Fと比較すべき対象は、ソマリアにおいては統一タスクフォース（U N I T A F）であるかも知れない。この点に関しては、米国主導のU N I T A Fが現地の武装勢力を武装解除するよう求める当時の国連事務総長と、そうした任務を受けられない米国との間で見解の相違があったのに対し、I E M Fについてはそのような見解の相違は存在しなかったことが注目される。

ソマリアの事例では、U N I T A Fの介入段階から、応急処置的な人道上の成果を、速やかに恒久的な和平につなげることが強く意識されており、そのことがU N O S O M I Iの性急な軍事行動につながったと考えられる。これに対し、イツリの事例では、ソマリアの場合と比べ、この点につき慎重に行動しようという意識が、国連やE Uに

において広く共有されていたと言えるだろう。

以上のような形で活動した I E M F は、八月半ば頃より、強化された M O N U C への任務引継ぎを開始し、九月一日にはそれを完了させ、九月一五日までにはプニアからの完全な撤退を終えた。I E M F が、M O N U C の強化を前提とするこのような明確な撤退戦略を描きそして実現し得たことも、国連と E U との間で政策調整がうまくいったことの表れである。

四 おわりに

これまで見てきたように、I E M F の活動の計画と実態においては、本小論の冒頭に掲げた三つの考慮要因が尊重される形で事が進められ、それが、限界を有しながらも肯定的に評価される成果につながったと言うことができる。もちろん、武力紛争における文民の保護に関する包括的アプローチという観点から見ると、I E M F は、そもそも人道的危機の発生を予防することに失敗した後に派遣されたものであるということを忘れてはならない。また、I E M F の応急処置的な成果が、紛争後の平和構築に至るまでのプロセスにおいてどのように生かされるのかについては、今後の検討課題としたい。

文民保護のための効果的な軍事介入という観点から、I E M F の活動より導き出されることは、介入する軍と現地で活動する人道援助諸機関との間に協力関係を打ち立てることの重要性である。本事例において、両者の協力関係は、現地の状況をよく知る人道援助機関からの情報が軍の任務遂行に役立つという意味で有益であるとともに、文民への影響やその感情に配慮して、武力行使を謙抑的なものとするということにもつながったと言えよう。「過剰な軍

「事行動」を防ぐことは、文民保護の包括的アプローチという観点からも不可欠である。また、人道援助諸機関にとっても、介入軍によって治安状況が改善することは、自らの活動にとってプラスになったと考えられる。

もちろん、ブニアにおいて有効な軍民の協力関係が構築され得た理由につき、IEMFがそうした関係構築に積極的であったことに加え、現地の政治的軍事的状況を無視することはできない。そうした状況としては、武装勢力間で多国籍軍派遣への同意を含む停戦合意が、その信頼性とはかく成立していたことや、武装勢力の軍事力がそれほど強力なものではなく、介入軍による抑止力を利かせやすかったことが挙げられる。また、所属する「エスニツク集団」の相違を越えて、ブニアに住むすべての文民にとり、自らの身の安全の確保が共通する優先的課題であったという点も見逃せない。こうしたことにより、ブニアで発生している事態にどのように対処すべきかにつき、IEMFと人道援助諸機関との間で共通の理解が成立しやすかったのだと考えられる。⁽¹⁹⁾

このような意味では、本小論で取り扱った事例が、有効な軍民の協力関係を構築しやすい好条件に恵まれていたことは確かである。しかし、こうした条件に欠ける事例においても、文民保護のためには、包括的アプローチの実現だけでなく対症的な応急処置に関しても、何らかの形で軍民の連携や役割分担が必要とされることは言うまでもない。そうであれば、本事例における協力の成功が、EUの枠組みにおいて両者の対話と相互理解を促すものとなり、それが、より困難な事例への対応を含む人道的危機への、EUの緊急的また包括的な対応能力の強化につながることを期待される。

注

(1) 拙稿「紛争処理と平和維持に関わる安保理の動向―憲章第七章下における文民保護のための軍事介入―」『世界法年報』第二

三号、二〇〇四年、七五頁―九二頁。

(2) 平和維持活動と憲章第七章の結合という観点から、モブツ政権崩壊後のDRC内戦を分析した論考として、酒井啓巨「コンゴにおける国連平和維持活動―国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)の実践とその法的意義―(一)」、(二・完)「国際協力論集」第一二巻第二号、同三号、二七頁―五二頁、七三頁―九九頁、二〇〇三年、二〇〇四年。

(3) 拙稿、前掲、八〇頁。

(4) 拙稿、前掲、八一頁。

(5) イツリ地方における人道的危機の詳細については、Aneke van Woudenberg “ETHNICALLY TARGETED VIOLENCE IN ITURI” in Mark Malan and João Gomes Porto (eds.), “Challenges of Peace Implementation The UN Mission in the Democratic Republic of the Congo”, 2004, pp. 189―207. 本書は、Institute for Security Studies のノートブーズ (<http://www.iss.co.za/>) にて閲覧可能である(二〇〇四年二月一〇日現在、以下、インターネットのホームページの閲覧可能確認年月日は同じ)。

(6) 事実経過については、国連事務総長報告 (S/2003/211, S/2003/566, S/2003/1098 等) をはじめとする国連文書や本小論で引用する諸論考のほか、UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA) の Integrated Regional Information Networks (IRIN) が作成した “DRC: 2003 chronology of events” (<http://www.irinews.org/>) にて閲覧可能) や “CONGO CRISIS: Military INTERVENTION IN ITURI” (ICG Africa Report No. 64), 13 June 2003 (<http://www.globalpolicy.org/>) にて閲覧可能) を参照。
 (7) S/2003/574. もともとこの書簡が出されるに先立ち、国連事務総長は、多国籍軍派遣とそれへの参加につき、フランスから一応の同意を取り付けていた模様である。Ståle Ulriksen, Cariona Gourlay and Cariona Mace “Operation Artemis: The Shape of Things to Come?” in “INTERNATIONAL PEACEKEEPING” Vol. 11 No. 3, 2004 (Frank Cass) pp. 511―512.

(8) 拙稿、前掲、八六頁。

(9) 停戦合意の概要については、“DRC: Iuri factions recommit themselves to peace” (<http://www.irinews.org/>) にて閲覧可能) や “二〇〇三年五月十六日の “DAILY PRESS BRIEFING BY THE SPOKESMAN FOR THE SECRETARY GENERAL” (<http://www.un->

- org/News/briefings/ 内で閲読可能) を参照。
- (10) 前掲、酒井論文(二・完)、八一頁。
- (11) マルティンス作戦の事実経過については、Fernanda Faria “Crisis management in sub-Saharan Africa: The role of the European Union” (Occasional paper No. 51), 2004, European Union Institute for Security Studies, pp. 39–46 (<http://www.iiss-eu.org/> 内で閲読可能)、Alpha Sow “ACHIEVEMENT OF THE INTERIM EMERGENCY MULTINATIONAL FORCE AND FUTURE SCENARIOS” in Mark Malan and Joao Gomes Porto, op. cit., pp. 209–221, FEWER/AINP/APFO/CSVR “ITURI: STAKES, ACTORS, DYNAMICS” 2003 (<http://www.reliefweb.int/library/documents/2003/fever-cod-31oct.pdf> 内で閲読可能) に参照。
- (12) Anthony Morland “DR Congo’s Bunia must be gun-free within 72 hours: EU-led force” Agence France-Presse 21 June 2003 (<http://www.reliefweb.int/> 内で閲読可能) を参照。
- (13) 最上敏樹「人道的介入ー正義の武力行使はあるかー」二〇〇一年、一五九頁。
- (14) 国連のある高官の見積もりでは、ヘマ人民兵組織では、兵員の六〇%が子どもであるとされている。Emily Wax “Boy soldiers roding AK-47’s Put at Front of Congo’s War”, “Washington Post” June 14, 2003, page A 01 (<http://www.washingtonpost.com/> 内で閲読可能)。
- (15) Ståle Ulriksen, Cartrona Gourlay and Cartrona Mace, op. cit., p. 518
- (16) IRIN “DRC: International Force sets Bunia town boundaries” 25 June 2003 (<http://www.irinnews.org/> 内で閲読可能)。
- (17) SC/7862 (PRESS STATEMENT ON DEMOCRATIC REPUBLIC OF CONGO BY SECURITY COUNCIL PRESIDENT, 3 September 2003)
- (18) ソマリアの事例については、松田竹男「ソマリアの教訓」桐山孝信、杉島正秋、船尾章子編「転換期国際法の構造と機能」二〇〇〇年、四三三―四五七頁、同「ソマリア武力行使決議の検討」『法政論集(名古屋大学)』第一四九号、一九九三年、三五―一三七八頁を参照。

- (19) 「こうした共通理解の必要性を指摘するものとして」 Nick Spence ‘Civil-Military Cooperation in Complex Emergencies: More than a Field Application’ in ‘INTERNATIONAL PEACEKEEPING’ Vol. 9 No. 1, 2002 (Frank Cass) p. 167. もつとも、同論文で言及されている共通理解は紛争解決の全体像に関するものであるのに対し、本事例における共通理解は、ブニアにおける人道的破局の防止という緊急的な課題への取り組みに関するものという枠組みを越えるものではない。なお、イツリにおいて活動する人道援助諸機関が、I E M F 派遣の一年以上前から MONUC の増強を要請していたことについては、Fernanda Faria, op. cit., p. 40 を参照。